

## 工事設計認証拒否通知書

### 1. 特定無線設備

項目	仕様
特定無線設備の種別	証明規則第2条第1項第 号の無線設備
電波の型式 周波数及び 空中線電力	
特定無線設備の 型式又は名称	
特定無線設備の 製造者名	

### 2. 拒否の理由

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け申込みに係る上記1の特定無線設備は、上記2の理由により工事設計認証を行うことを拒否しますので通知します。

なお、この結果に異議があるときは、総務大臣に対し、法第38条の24第3項において準用する第38条の14第1項の規定に基づき登録証明機関が工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

株式会社アールエフ・テクノロジー  
印